

ぽれぽれ



通信

vol.12

自民党

衆議院議員 (2期 5年)

若さ・実績・情熱

第12号【9・10月号】

栄区 鎌倉市
逗子市 葉山町

38歳

山本ともひろ



集団的自衛権

改正→× 解釈変更→○

~戦争大反対!!

だが、おかしいことには

おかしいと言おう!~

集団的自衛権の行使を可能にするには「改正しかない」と前内閣法制局長官で現最高裁判所判事の山本庸幸（つねゆき）氏の発言が全国紙の全紙（8月21日付け）で大きく取り上げられた。つまり、今まで彼ら（内閣法制局）が繰り返してきた解釈を変えるのであれば、解釈変更ではなく、憲法を改正しなければならない、と言ったのである。

もっともらしいことを言っているが、まさしく官僚の論理そのままである。自分（官僚）たちが推し進めてきたこと（解釈）は、間違いではない。変更するのであれば、根本から変えて、そもそも違うものにしてしまう。それであれば、自分たちの今までの解釈が間違っただけではなかったのだ、と言えるからだ。

だが、従来の「集団的自衛権は有しているが、行使できない」という解釈は、どう考えてもおかしい。権利というものは、有るか無いか、行使できるかできないかであって、権利はあるが行使できない、というのであれば、それはそもそも権利とは言えない。従来の解釈は無理があり、間違いだと私は考えている。だからこそ、山本判事の持論とは逆に、改正で変えるのではなく、解釈を変更すべきだと思っている。なぜならば、論理的でない間違っただけの解釈を正すのに憲法を改正してしまえば、今までの内閣法制局の解釈を認めることになってしまう。権利として保持しているものは、時と場合によって行使できるのだ、ということを確認するのに憲法の改正など必要ない。保持している集団的自衛権をどのように管理・運営するかは政策レベルの話であって、憲法改正の問題ではない。誤った解釈は、正しい解釈によってのみ改められるべきだ。➤

誤解されると困るので、はっきり明記しておくが、山本ともひろは、戦争に大反対だ。世の中には好戦的な人もいるようだが、そのような方々には「火垂るの墓」を是非、観て頂きたい、読んで頂きたい。それでもなお、戦争をしたいというのであれば、それはもう正気の沙汰じゃない。

しかしながら、論理的でないものが大手を振って歩いているのを見過ごすわけにはいかない。国連憲章第51条によって集団的自衛権は、主権国家の「固有の権利」として規定され認められている。その「固有の権利」である集団的自衛権を有しているが、行使できない、などという意味不明な論を認めるわけにはいかない。

だが、今まで積み重ねてきた議論をいきなり覆すのは、如何なものか、という慎重論も確かにある。しかし、間違っただけの解釈をいくら積み重ねてきたとしても、それは間違い以外の何物でもない。そもそも間違っているのであるから積み重ねても無駄なのである。それを積み重ねてきた歴史がある、といくら主張しても意味はない。

では、集団的自衛権が行使できると何がかわるのか。例えば、PKO（平和維持活動）で同じ活動に参加している他国の人たちが、武装勢力に襲われた際に助けてあげることが出来るようになる。従来のように行使できないのであれば、隣で襲われている他国の人たちがいても自衛隊員が襲われていなければ、「憲法上できないから」と指をくわえて、ただ見てるだけだ。

北朝鮮がミサイルを開発し、実験発射すると日本国内も大（ウラ面へつづく）

政治家って普段何してるの?!

誰もが疑問に思うこと！その疑問に山本ともひろが、twitterとFacebookを使いお答えします。そこには、普段考えもしなかった政治家の活動や苦悩があります。アクセス、フォローお待ちしております。



twitter

@ty_polepole



facebook

facebook.com/ty.polepole

衆議院議員 山本ともひろ プロフィール

- 昭和50年(1975年)生まれ 38歳 鎌倉在住
- 関西大学 商学部 商学科 卒業
- 京都大学 大学院 法学研究科(行政学) 修士課程 修了
- (財)松下政経塾 卒塾(21期)
- 米国ジョージタウン大学 客員研究員、その後、会社員を経て
- 平成17年(2005年)衆院選 京都2区(近畿) 初当選
- 平成24年(2012年)衆院選 神奈川4区(南関東) 2期目の当選
- 平成24年(2012年)衆議院 文部科学委員会 理事

【オモテ面からのつづき】

騒ぎになるが、仮に、ミサイルが米国のハワイ州を狙って発射された場合、行使出来れば日本もそのミサイルを迎撃することを試みることが出来る。が、従来のように行使できないとするならば、ただミサイルを観測することぐらいしかできない。ノ

繰り返すが、山本ともひろは、戦争に大反対だ。だが、「固有の権利」である集団的自衛権という権利を誤った解釈によって手放すことにも反対だ。間違っている解釈は、正しい解釈で改めて、堂々と権利を主張すればよい。

国連憲章 第51条

この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当って加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。また、この措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持又は回復のために必要と認める行動をいつでもこの憲章に基く権能及び責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない。

集団的自衛権

同盟国など密接な関係にある国が攻撃された際、自国が直接攻撃を受けていなくても、自国に対する攻撃とみなし、実力でそれを阻止する権利。

国連憲章は加盟国の固有の権利として認めているが、日本政府は、これまで「国際法上、集団的自衛権を有している」としつつ「我が国を防衛するための必要最小限度」の自衛の範囲を超えたとの内閣法制局の憲法解釈を採用し、行使を禁じてきた。答弁書では「保有しているが、憲法上、行使は許されない」と説明している。

会議をするなら自由民主4区会館。



【自由民主4区会館】

JR鎌倉駅(西口)前にある自由民主4区会館は、山本ともひろの活動を支えるためだけに使うのではなく広く世に開放しています。2つの会議室を擁し、事前に予約をして頂ければ、ご利用頂けます。

但し、公職選挙法により無料で開放することが出来ません。従って右記の通り使用料を頂きます。地域や町内の活動のための会議などにご活用頂ければ幸いです。定期的、或は商業目的にご使用になる場合はご相談下さい。



【第1会議室】



【第2会議室】

○自由民主4区会館 定員と使用料

種類と定員	使用料(円)		
	午前 9-12時	午後 13-17時	夜間 18-22時
第1会議室(15人)	1,000	1,000	1,000
第2会議室(15人)	1,000	1,000	1,000

住所:鎌倉市御成町12-4 JR鎌倉駅西口前
TEL:0467-38-6411

あなたの駅は何枚でしょう? ぼれぼれ通信 vol.11

山本ともひろ後援会機関紙「ぼれぼれ通信」を4区内の右記の駅で朝の6:30~8:30までの2時間駅頭活動をさせて頂き本紙を配布させて頂いております。雨の日は、靴と傘をお持ちの皆様が多いので、駅頭活動は行っておりません。

7月と8月の配布状況は右の通りです。皆様のご利用の駅はどのような状況でしょうか?

7月	駅名	枚数	8月	枚数	前月比
1日(金)	逗子駅	387	2日(水)	431	◇
2日(月)	新逗子駅	236	5日(火)	213	◇
3日(火)	鎌倉駅(東口)	339	6日(月)	335	◇
22日(水)	鎌倉駅(西口)	421	7日(火)	354	▲
23日(木)	大船駅(西口)	481	8日(水)	519	◇
24日(金)	大船駅(モルル口)	498	9日(月)	491	◇
25日(月)	大船駅(東口)	360	21日(火)	360	◇
26日(火)	大船駅(笠間口)	397	22日(水)	365	▲
30日(月)	本郷台駅	342	26日(火)	363	◇
31日(水)	港南台駅	208	28日(木)	205	◇
7月配布合計		3,669	8月合計	3,636	◇

ぼれぼれ通信の由来

ぼれぼれとは、ケニアの公用語のスワヒリ語で「ゆっくり、ゆっくり」という意味。一度に全てを変えることは無理だけど、それでも諦めずにゆっくりでも、少しづつでも政治を変えていきたい。それを誰かが、やらなければ、この国は良くならない。その活動を本紙でご報告します。ノ

私は、ケニア・タンザニア米国大使館同時爆破テロの現場(ケニア)に居合わせ、政治を志すきっかけとなりました。だから、その国の言葉を使うことにしました。twitterやFacebookのアカウントのpolepoleもその思いからです。本紙をどうか末永くご愛読の程よろしくお願い申し上げます。

- ・本部事務所 神奈川県鎌倉市大船1-6-6 大久保ビル3F TEL:0467-39-6933 FAX:0467-39-6943
- ・国会事務所 東京都千代田区永田町2-1-2 第2議員会館 1110号室 TEL:03-3508-7193 FAX:03-3508-3623
- ・自由民主4区会館 神奈川県鎌倉市御成町12-4 山田ビル3F TEL:0467-38-6411